

社会福祉法人設立の概要

平成25年4月

逗子市

福祉部社会福祉課

I 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であり、この社会福祉事業を行うことを目的としないものは社会福祉法人となることはできません。

II 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業とは

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分類されています。第一種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（社会福祉法第60条）

また、第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれが比較的に少ないため、その経営主体については制限がありません。

なお、社会福祉事業が法人の実施する事業のうち主たる地位を占めるものでなければいけません。

また、社会福祉法人は、社会福祉法第2条で規定されている社会福祉事業以外の事業のみでの社会福祉法人の設立はできませんので御注意ください。

<第一種社会福祉事業>

(1) 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業
--

- | |
|----------|
| ア 救護施設 |
| イ 更生施設 |
| ウ 医療保護施設 |
| エ 授産施設 |
| オ 宿所提供施設 |

(2) 生計困難者に対して助葬を行う事業

(3) 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業

- | |
|---------------|
| ア 乳児院 |
| イ 母子生活支援施設 |
| ウ 児童養護施設 |
| エ 障害児入所施設 |
| オ 情緒障害児短期治療施設 |
| カ 児童自立支援施設 |

(4) 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
ア 養護老人ホーム イ 特別養護老人ホーム ウ 軽費老人ホーム

(5) 障害者総合支援法に規定する以下の施設を経営する事業
障害者支援施設

- (6) 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- (7) 授産施設を経営する事業
- (8) 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

<第二種社会福祉事業>

(1) 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
ア 生活必需品等を与える事業 イ 生活に関する相談に応ずる事業

(2) 児童福祉法に規定する以下の事業
ア 障害児通所支援事業 イ 障害児相談支援事業 ウ 児童自立生活援助事業 エ 放課後児童健全育成事業 オ 子育て短期支援事業 カ 乳児家庭全戸訪問事業 キ 養育支援訪問事業 ク 地域子育て支援拠点事業 ケ 一時預かり事業 コ 小規模住居型児童養育事業

(3) 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
ア 助産施設 イ 保育所 ウ 児童厚生施設 エ 児童家庭支援センター

- (4) 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(5) 母子及び寡婦福祉法に規定する以下の事業
ア 母子家庭等日常生活支援事業 イ 寡婦日常生活支援事業
(6) 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設を経営する事業
ア 母子福祉センター イ 母子休養ホーム

(7) 父子家庭居宅介護事業

(8) 老人福祉法に規定する以下の事業
ア 老人居宅介護等事業 イ 老人デイサービス事業 ウ 老人短期入所事業 エ 小規模多機能型居宅介護事業 オ 認知症対応型老人共同生活援助事業 カ 複合型サービス福祉事業
(9) 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
ア 老人デイサービスセンター イ 老人短期入所施設 ウ 老人福祉センター エ 老人介護支援センター

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する以下の事業
ア 障害福祉サービス事業 イ 一般相談支援事業 ウ 特定相談支援事業 エ 移動支援事業
(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する以下の施設を経営する事業
ア 地域活動支援センター イ 福祉ホーム

(12) 身体障害者福祉法に規定する以下の事業
ア 身体障害者生活訓練等事業 イ 手話通訳事業 ウ 介助犬訓練事業 エ 聴導犬訓練事業
(13) 身体障害者福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
ア 身体障害者福祉センター イ 補装具製作施設 ウ 盲導犬訓練施設 エ 視聴覚障害者情報提供施設

(14) 身体障害者の更生相談に応ずる事業

(15) 知的障害者の更生相談に応ずる事業

(16) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
ア 簡易住宅を貸し付ける事業 イ 宿泊所等を利用させる事業

(17) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

(18) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

(19) 隣保事業

(20) 福祉サービス利用援助事業

(21) 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
ア 連絡を行う事業 イ 助成を行う事業

2 社会福祉事業に含まれない事業

次に掲げるものは、上記の社会福祉事業と同じ内容の場合等であっても、社会福祉事業として取り扱わないこととなっています。

(1) 更生保護事業法に規定する更生保護事業

(2) 実施期間が6月（連絡助成事業にあつては3月）を超えない事業

(3) 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

(4) 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うものにあつては5人、その他の者にあつては20人（政令で定めるものにあつては10人）に満たないもの

(5) 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度500万円に満たないもの

の又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度 50 に満たないもの

3 公益事業及び収益事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。

なお、公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

(1) 公益事業

社会福祉法人が行う公益事業についての基本的な考え方は以下のとおりであり、次に掲げるものが公益事業とされています（ただし社会福祉事業に該当するものを除く。）

ア 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

イ 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。

(ア) 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業

(イ) 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業

(ウ) 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

(エ) 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業

(オ) 入所施設からの退院・退所を支援する事業

(カ) 子育て支援に関する事業

(キ) 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業

(ク) ボランティアの育成に関する事業

(ケ) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）

(コ) 社会福祉に関する調査研究等

(サ) 有料老人ホームを経営する事業

ウ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

エ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。

オ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

カ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(2) 収益事業

社会福祉法人が行うことができる収益事業については、次のようなものでなければならぬとされており、下記の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものとされています。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であることとされています。

ア 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下ウも同様。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

イ 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

ウ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

エ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

オ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

カ 母子及び寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第6条第1項各号に掲げる事業については、ウは適用されないものであること。

ただし、次のそれぞれの場合には、上記要件に該当しないため収益事業として認められないとされています。

(ア) 「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」には該当しない事業

(a) 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合

(例) 会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

(b) たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

(c) 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

(イ) 「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるため、法人は行うことができないとされている事業
(a) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
(b) 高利な融資事業
(c) 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(ウ) 「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があるため、適当ではないとされている事業
(a) 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
(b) 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

Ⅲ 法人の組織運営

社会福祉法人には、役員として理事及び監事を必ず置くこととされ、また評議員会及び評議員を原則として置くこととされています。

1 理事

理事は法人内部の事務を処理すると同時に、外部に向かって法人を代表する役員であるため社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。

また、理事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 理事の定数は6名以上であること。
- (2) 各理事と親族その他特殊の関係がある者が制限数を超えないこと。

理事定数	親族数等
6～9人	1人
10～12人	2人
13人～	3人

- (3) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えないこと。
- (4) 学識経験者又は地域の福祉関係者を加えること。
- (5) 当該法人が経営する施設の施設長等が理事として参加すること。
ただし、評議員会を設置しない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えないこと。
- (6) 理事総数の2分の1以上は、県内に住所を有すること。（市基準）

2 監事

監事は、法人の監査機関であって、社会福祉法人については常置必須の機関とされています。

監事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 監事の定数は2名以上であること。
- (2) 一人は財務諸表等を監査し得る者であること。

- (3) 一人は学識経験者又は地域の福祉関係者であること。
- (4) 他の役員と親族等の特殊の関係にある者であってはならないこと。
- (5) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者であってはならないこと。
- (6) 一人は県内に住所を有すること。(市基準)

3 評議員会

評議員会は、社会福祉法人の公共性に鑑み、広く関係者の意見を聞くことによって、社会福祉事業の経営に適正を欠く一部の経営者によって営利の追求を行ったりすることのないよう、その民主的で適正な事業運営を図るために特に設置が求められているものです。

社会福祉法人については、法第42条において、評議員会を設けることができるとされています。しかし、社会福祉法人審査基準においては、次の事業のみを行う法人以外については評議員会を置くこととされています。

- (1) 都道府県または市町村が福祉サービスを必要とするものについて措置をとる社愛福祉事業
- (2) 保育所を経営する事業
- (3) 介護保険事業

また、評議員の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。
- (2) 各評議員と親族その他特殊の関係がある者が制限数(理事と同様)を超えないこと。
- (3) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えないこと。
- (4) 地域の代表を加えること。また、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

注釈

「親族その他特殊の関係がある者」について

- 社会福祉法人の定款では、理事や評議員について、親族等の特殊の関係がある者が一定数を超えて含まれてはならないとしており、また、監事は他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないとしています。

(役員の定数) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち○名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。 (評議員の資格等) 第○条 (略) 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が○名を超えて含まれてはならない。

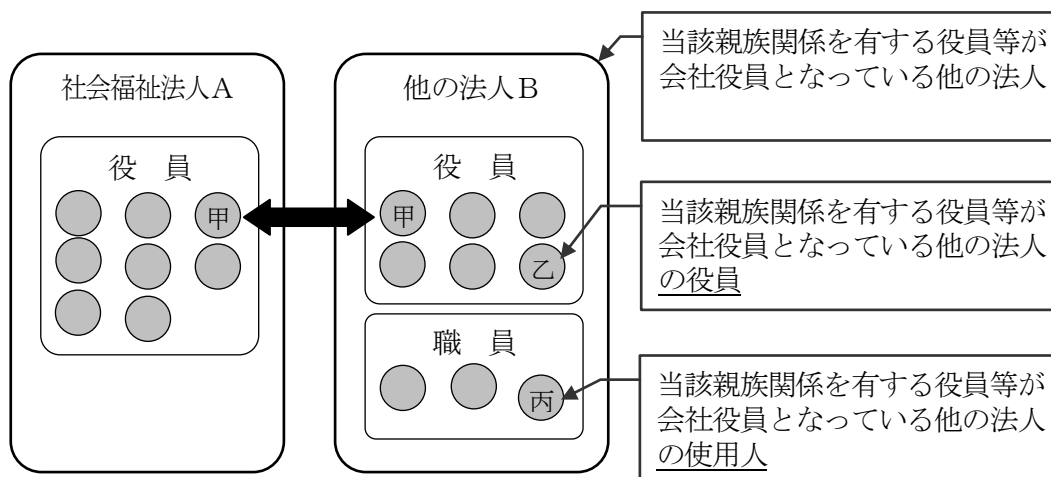
- 親族等の特殊の関係がある者は、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する「親族等」をいうこととされており、次に掲げる者が該当します。

① 当該役員と親族関係を有する者 ^{※1}
② 次に掲げる特殊の関係がある者
イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員 ^{※2} ((1)において「会社役員」という。) 又は使用人である者
(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

※1 親族の範囲については、民法第725条で、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族、とされています。

※2 法人税法第2条第15号に規定する役員とは、「法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう」とされています。

- 特殊の関係がある者のうち、ニ(1)の例を図示すると、次のとおりです。



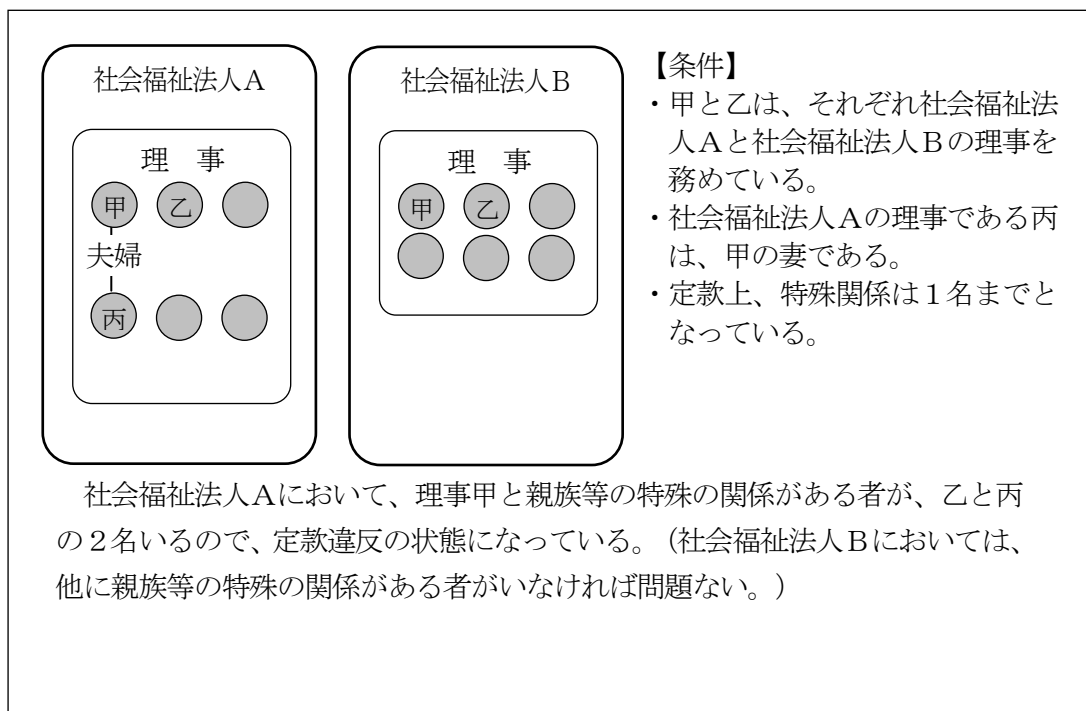
上の例では、社会福祉法人Aの役員である甲が役員となっている他の法人Bの役員であること、その法人の使用人（職員）である丙は、甲にとって特殊の関係がある者に該当します。

なお、「他の法人」は、株式会社に限られず、社会福祉法人、医療法人、NPO法人など、どのような種類の法人であっても、上のような関係であれば、特殊の関係がある者に該当します。

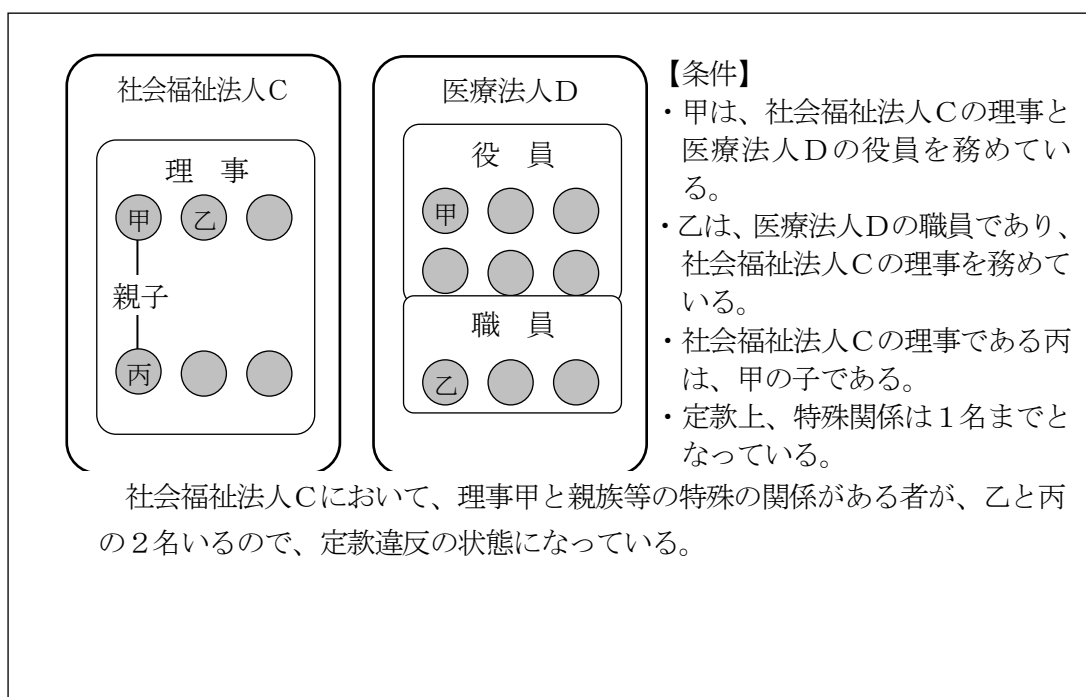
○ 誤りのある事例

二つの法人の間で互いに役員に就いているような場合で、他に親族関係にある者がいたことで、定款に定める人数の上限を超えてしまう例などが見受けられます。

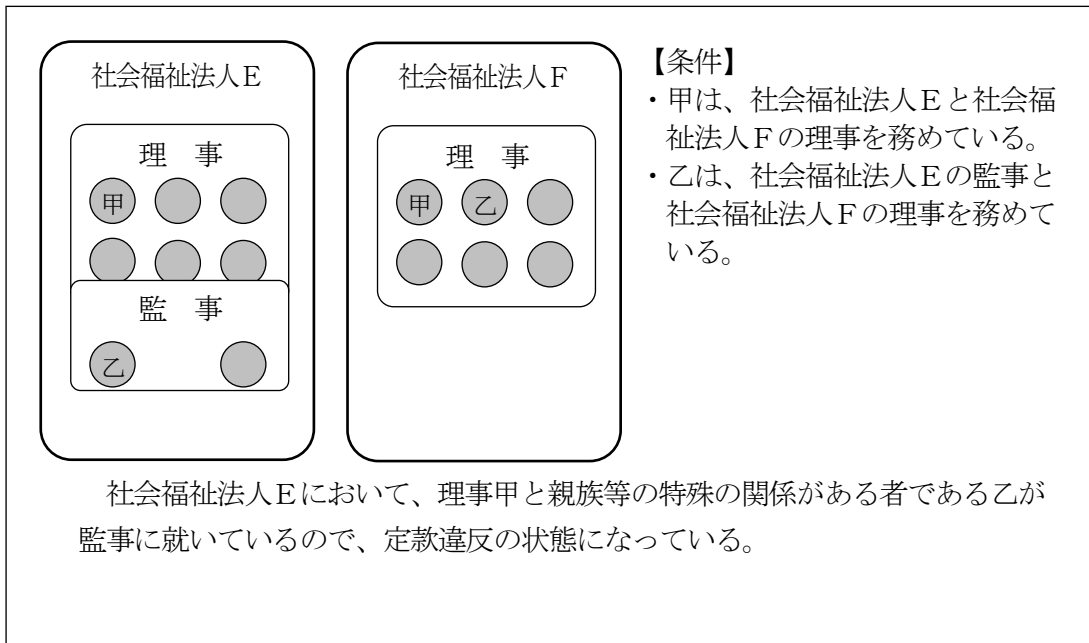
<事例1>



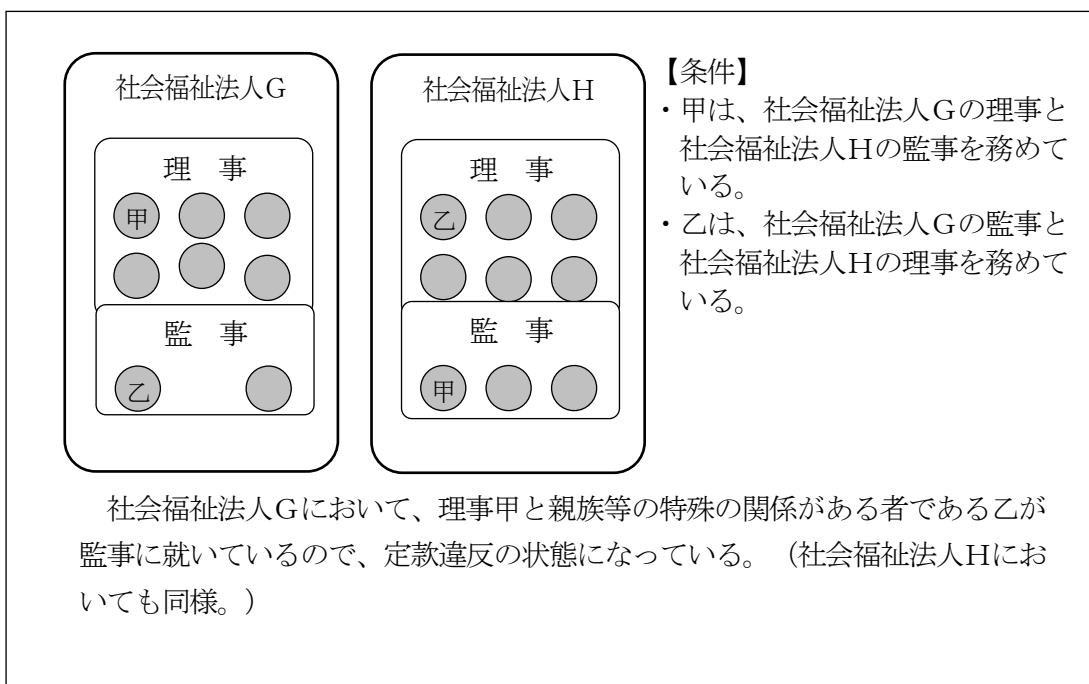
<事例2>



<事例3>



<事例4>



IV 法人の資産

法第 25 条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うにあたり必要な資産を備えなければならないとされています。その要件については以下のとおりです。

- 1 社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
 - 2 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合は、土地）に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることもできる。この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、登記しなければならないこと。（※特別養護老人ホーム等については緩和要件あり）
 - 3 社会福祉施設を運営する法人は、すべての施設においてその施設の用に供する不動産は基本財産とする。国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合は、1,000 万円以上の資産を基本財産として有すること。
 - 4 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として 1 億円以上の資産を基本財産として有すること。
 - 5 法人設立に際し寄附金が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、当該寄附が確実に実行されることについて各種証明書により確認できること。
 - 6 借入金に対する償還財源その他必要経費について寄附金が予定されている場合、年間の寄附額を年間所得から控除した額が社会通念上その者の生活を維持できる額を上回っていること。
 - 7 運用財産として年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、預金等を有すること。
- ※ 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に係る事業を主として行う法人の場合は 12 分の 2 以上が望ましい。

V 法人の所轄庁

1 厚生労働省

以下の（1）から（4）にあてはまる事業を行う場合は、厚生労働省が所轄庁となります。

- （1）全国を単位として行う事業
- （2）地域を限定しないで行う事業
- （3）法令の規定に基づき指定を受けて行う事業
- （4）（1）から（3）までに類する事業

2 地方厚生(支)局

都道府県をまたいで事業を行う場合は、各地方厚生(支)局が所轄庁となります。

（例）相模原市と町田市で事業を行う場合：関東信越厚生局

3 市

市内のみで事業を行う場合は、市が所轄庁となります。

4 都道府県

上記 1、2、3 以外の場合は、各都道府県が所轄庁となります。

社会福祉法人審査会及び社会福祉法人設立認可申請の提出書類

I 全体の説明

- 1 提出が必要な書類は「II 提出書類一覧」のとおりです。なお、提出書類一覧の「2 評議員会を設置する場合に必要な書類」から「10 特定非営利活動法人等を実施していた事業を目的として法人を設立する場合に必要な書類」までは、法人設立計画の内容によって書類の要不要が異なりますので、それぞれの条件に当てはまる場合に書類を御提出ください。

※ 提出書類一覧は、原則的な取扱いをまとめたものです。この他に計画の裏付けとなる書類の提出をお願いすることや、他の手段により状況を確認できる事項について書類の提出を不要とすることがありますので、御承知おきください。

- 2 「社会福祉法人審査会」には、提出書類一覧に掲げた書類のうち、「認可申請時」と記載した以外の書類を、一部ずつ御提出ください。
- 3 社会福祉法人設立認可申請の際は、提出書類一覧に掲げたすべての書類を、正本と副本として、二部御提出ください。

また「原本」と記載のあるものについては、原本を取得したうえで御提出ください。その際、副本については原本の写しを御提出いただくことも可能です。原本の写しについては、原本証明をしたうえで御提出ください。

4 書類作成上の留意点

- (1) 各提出書類で「写し」と記載がある書類については、設立代表者による「原本証明」を行ってください。

※ 原本証明とは、原本をコピーしたものの余白に原本と相違ない旨の証明を行うことです。コピーの余白に次のように記載して実印で押印してください。

<i>(原本証明の例)</i> この写しは原本と相違ないことを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (仮称) 社会福祉法人〇〇会 設立代表者 □□□□ 印 (※代表者個人の実印による押印)

- (2) 「原本」は、発行日から3か月以内のものを御提出ください。
※ 「社会福祉法人審査会」に提出する分は、審査会の時期によって取得すべき時点が異なりますので、原本を取得する前に県に御確認ください。
- (3) 履歴書には、その役職に必要な要件等を満たしていることがわかるように資格、職歴、福祉活動歴及び現在の職業・役職等を明記し、末尾には「上記のとおり相違ありません」と記載した上で御本人による署名及び捺印を行ってください。
- (4) 不動産の登記事項証明書は、乙区などを含む全部事項証明書を御提出ください。
- (5) 各種契約書について、設立者は「(仮称)社会福祉法人〇〇会 設立代表者 □□□□」(一部の書類は「設立代表者代理人 △△△△」)と表記し、両当事者とも実印・代表者印(印鑑登録した印章)で押印してください。
- (6) 設立者及び設立当初の役員に関する就任承諾書、委任状及び申述書は、住所・氏名を、一字一句全て印鑑登録証明書の表記と一致するように正確に記載し、実印で押印してください。
- (7) 不動産の所在地等は、1筆1棟ごととし、登記事項証明書の表記と一致するように正確に御記載ください。

- (8) 履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書について、例えば贈与者が設立当初の役員になる場合など、同じ書類を提出することになるときは、一方のみの提出で結構です。

II 提出書類一覧

1 すべての場合に必要な書類

1-1	[認可申請時] 設立認可申請書	様式例 1-B	
1-2	社会福祉法人設立計画概要	様式 1-A	
1-3	設立趣意書 [認可申請時は不要] (注1)		
1-4	定款案	様式例 2	
1-5	設立当初の財産目録	様式例 3	
1-6	事業計画書 (注2)	様式例 11	
1-7	収支予算書及び月次予算書 (注2)	様式例 12	
1-8	設立代表者の履歴書	写し	
1-9	設立代表者の権限を証する書類	写し	様式例 13~15
1-10	設立代表者の印鑑登録証明書	市町村発行の原本	
1-11	設立代表者の身分証明書	本籍地市町村発行の原本	
1-12	設立代表者の「登記されていないことの証明書」(注4)	法務局発行の原本	
1-13	設立当初の役員の履歴書 (注3)	写し(様式例 24)	
1-14	設立当初の役員の就任承諾書	写し	様式例 16
1-15	設立当初の役員の印鑑登録証明書	市町村発行の原本	
1-16	設立当初の役員の身分証明書	本籍地市町村発行の原本	
1-17	設立当初の役員の「登記されていないことの証明書」(注4)	法務局発行の原本	
1-18	設立当初の役員の申述書	様式例 23	
1-19	事業開始までのスケジュール表 (注5)		

(注1) 認可申請時には、「設立認可申請書」に設立の趣意を記載しますので、「設立趣意書」の御提出は不要です。

(注2) 法人設立日を含む年度から事業開始日を含む年度の次年度まで(4月1日に事業を開始する場合は、事業開始日を含む年度まで)、会計年度ごとに作成し、提出してください。月次予算書は任意の様式を作成し、御提出ください。

※ 社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。

(注3) 設立当初の役員とは、定款の附則に記載する設立当初の理事及び監事です。

(注4) 「登記されていないことの証明書」とは後見登記等ファイルに記録されていない(「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」)ことを証明するものです。

(注5) 事業開始までに必要な調整や手続の前後関係等がわかるように、次の事項を含むスケジュール表を提出してください。(補助金交付決定、福祉医療機構の融資内定、開発許可、建築確認、法人設立認可、工事請負契約締結、借入金の融資実行、工事代金支払、補助金交付、竣工、開設前職員研修など)

2 評議員会を設置する場合に必要な書類

2-1	評議員予定者の履歴書	写し	
2-2	評議員予定者の就任承諾書	写し	様式例 17

3 社会福祉施設を新設する場合に必要な書類

3-1	施設長就任予定者の施設長就任承諾書	写し	様式例 21
3-2	施設長就任予定者の資格要件を証する書類	写し	
3-3	施設長資格を取得する念書	様式例 22	

4 設立当初や償還財源として、贈与(寄附)を受ける場合に必要な書類

4-1	贈与契約書	写し	様式例 4、20
4-2	※ 贈与者が個人の場合	贈与者の印鑑(登録)証明書	市町村等発行の原本
4-3		贈与者の身分証明書	本籍地市町村発行の原本
4-3		贈与者の「登記されていないことの証明書」(注4)	法務局発行の原本
4-4	※ 贈与者が法人の場合	贈与者の法人登記簿に係る登記事項証明書	法務局発行の原本 ※ 贈与者である法人の代表者名で原本証明したものを入手し、提出してください。
4-5		贈与者の定款の写し	
4-6		贈与実施の意思決定が法人内で必要な手続を経ていることを証する議事録等の写し	
4-7	※ 設立当初に現金の贈与を受ける場合	贈与者の寄附財源となる預貯金の残高証明書(注6)	金融機関発行の原本
4-8	※ 複数年にわたり現金の贈与を受ける場合で、贈与者が個人の時	贈与者の資力を証明する書類(所得証明書、納税証明書)	市町村等発行の原本
4-9	※ 土地建物の贈与を受ける場合	所有権移転登記確約書	写し 様式例 5
4-10		贈与を受ける不動産の登記事項証明書	法務局発行の原本
4-11		贈与を受ける土地の公図の写し	法務局発行の原本
4-12		贈与を受ける建物の図面	
4-13		[認可申請時] 贈与を受ける不動産の評価額に係る証明書	官公署発行のものは原本 その他のものは写し

(注6) 複数枚の証明書により寄附財源となる預貯金残高を証明する場合には、証明書の現在日(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)を同一日付に統一してください。

5 他から購入する土地や建物で事業を行う場合に必要な書類

5-1	購入する不動産の登記事項証明書	法務局発行の原本	
5-2	※ 土地を購入する場合	購入する土地の公図の写し 法務局発行の原本	
5-3	※ 建物を購入する場合	購入する建物の図面	
5-4	売買契約書等（所有権が確実に帰属することを明らかにすることができる書類）	写し	
5-5	売主の印鑑(登録)証明書	市町村等発行の原本	
5-6	※ 売主が法人の場合	売主の定款の写し	※ 売主である法人の代表者名で原本証明したものを入手し、提出してください。
		売買実施の意思決定が法人内で必要な手続を経ていることを証する議事録等の写し	
		売主の法人登記簿に係る登記事項証明書	法務局発行の原本
5-7	[認可申請時] 基本財産編入誓約書	様式例 6	

6 他から貸与を受ける土地や建物で事業を行う場合に必要な書類

6-1	貸与を受ける不動産の登記事項証明書	法務局発行の原本	
6-2	※ 土地を借りる場合	貸与を受ける土地の公図の写し 法務局発行の原本	
6-3	※ 建物を借りる場合	貸与を受ける建物の図面	
6-4	使用貸借・賃貸借契約書等（使用の権限が確実に帰属することを明らかにすることができる書類）	写し	様式例 9
6-5	地上権若しくは賃借権の設定契約書または設定登記誓約書	写し	様式例 7、8、10
6-6	貸主の印鑑(登録)証明書	市町村等発行の原本	
6-7	※ 貸主が法人の場合	貸主の法人登記簿に係る登記事項証明書 法務局発行の原本	

7 新たに建設する施設で事業を行う場合に必要な書類

7-1	建築図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図）	
7-2	施設建設計画書	様式例 18
7-3	施設建設・整備等に係る収支予算書（設備整備（初度調弁）計画書）（注7）	
7-4	〔認可申請時〕 補助金等交付決定通知書	写し
7-5	〔認可申請時〕 施設建設工事見積書（注7）	写し
7-6	〔認可申請時〕 設備整備（初度調弁）見積書（注8）	写し
7-7	〔認可申請時〕 土地利用関係許認可の許認可書（注9）	写し
7-8	〔認可申請時〕 建築確認の確認済証	写し
7-9	〔認可申請時〕 基本財産編入誓約書	様式例 6

（注7） 法人設立日を含む年度から事業開始日を含む年度の次年度まで（4月1日に事業を開始する場合は、事業開始日を含む年度まで）、施設建設・整備等に係る予算について、会計年度ごとに作成し提出してください。その際、月々の資金の流れがわかるように作成してください。

（注8） 見積書は、設計監理業者など見積を行った事業者が押印したものの写しを御提出ください。

（注9） 原則として、建築確認を受ける前に法人の設立認可を得ることはできません。開発行為の許可や農地転用許可等、建築確認を受ける前に必要な諸手続は、社会福祉法人設立代表者として行い、許認可書の写しを御提出ください。

8 施設整備費や運転資金などの借入を行う場合に必要な書類

8-1	金融機関等による融資証明書（福祉医療機構を除く）	写し
8-2	借入金償還計画書	様式例 19
8-3	〔認可申請時〕 福祉医療機構の貸付内定通知書（注10）	写し

（注10） 福祉医療機構の貸付内定通知書については、受理票に代えて提出することも可能です。

9 特定非営利活動法人等で実施していた事業を目的と（譲渡）して法人設立する場合に必要な書類

9-1	実施事業の経営の実績がわかる書類5カ年度分（所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合は3カ年度分）	
9-2	地方公共団体等からの委託、助成を受けている（あるいは過去に受けていた）ことが分かる書類	写し
9-3	実施事業に対し、各法令に基づく指定を受けていることが分かる書類	写し